証券コード　6914
平成28年９月15日

株　主　各　位

滋賀県大津市におの浜四丁目７番５号
（本社事務所　滋賀県大津市雄琴五丁目８番12号）
**オプテックス株式会社**
取　締　役　会　長
兼代表取締役社長　　小林　　徹

# 臨時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年９月29日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成28年９月30日（金曜日）午後３時（受付開始：午後２時）
**開催時間が定時株主総会と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。**

**２．場　　所**　滋賀県大津市雄琴五丁目８番12号
オプテックス株式会社　本社ビル　４階ホール
（末尾の「会場のご案内図」をご参照ください。）

**３．目的事項**
**決議事項**
**第１号議案**　持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件
**第２号議案**　定款一部変更の件
**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
**第４号議案**　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.optex.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本臨時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意及び懇親会の開催はございません。ご了承くださいますようお願い申しあげます。
◎当日は、会場の冷房を控えめにさせていただくとともに、役職員も「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件

１．提案の理由

① 前提条件としての「オプテックス・エフエー株式会社の完全子会社化」について

当社グループは、『未来への創造集団としてＩ（Individual：個人）・Ｆ（Family：家族）・Ｃ（Company：会社）・Ｓ（Society：社会）の快適生活に挑む』を経営理念に掲げ、各種センサの開発・製造・販売を行っております。当社は、昭和54年の創業当初、世界で初めて赤外線技術を応用した自動ドア用センサを開発し、さらに防犯用センサなど人体検知センサを中心にグローバルに事業を伸ばしました。その後、昭和61年に小型汎用光電スイッチを開発し産業機器分野に進出いたしました。産業機器分野におきましては昭和62年に、西ドイツのＳＩＣＫ ＧｍｂＨ社（現ドイツ　ＳＩＣＫ ＡＧ社）と業務提携し、平成元年に同社と合弁にて光電スイッチの開発会社であるジックオプテックス株式会社を設立いたしました。

当社は、平成14年１月、事業マネジメントを明確化し、成長への投資を機動的かつ迅速に行えるよう、産業機器事業を分社化し、オプテックス・エフエー株式会社（以下「オプテックス・エフエー」といい、当社と併せて「両社」という。）を設立しました。この結果、オプテックス・エフエーは安定的な利益を確保しつつ事業を成長させ、平成17年に株式会社大阪証券取引所のヘラクレス市場（現株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場）に上場いたしました。また、オプテックス・エフエーは、新たな製品開発にも積極的に挑戦し、自動化用カメラ画像センサなどを開発しラインナップを増やすとともに、平成18年には工業用ＬＥＤ照明事業に参入いたしました。

両社はこれまで、それぞれ固有の技術開発を行い、各々がターゲットとする顧客に対してより良い製品をご提供することでソリューションを実現し、顧客満足を得てまいりました。しかしながら、個別に株式を上場して資金調達を含めた事業推進を個々に集中して行うと判断した過去に比べて、今後の両社を取り巻く事業環境は大きく変化しており、インターネット技術を広く活用したＩｏＴソリューションの考え方が広がっているように、社会インフラの整備と通信・情報処理技術の伸展により、両社ともにそのビジネスモデルを大きく変革させなければならない時期を迎えております。当社は、インターネットを含めた通信技術の開発や、情報処理サービスを軸とした事業インフラの創出に、両社が協力して取り組むことで、迅速かつ効率的に取り組むことができ、競争力強化につながるものと考えております。また、当社グループでは、事業の多角化と拡大加速のために、Ｍ＆Ａ戦略を積極的に実行し、これまでに国内で４社、海外で７社の企業をＭ＆Ａにより連結子会社化してまいりましたが、引き続き、成長のための積極的な投資戦略を、伸びる可能性のある事業分野に集中的に行っていく必要があります。中

でも産業機器分野は市場規模も大きく、今後さらなる成長が見込まれる分野であり、当社の中で行われている計測関連事業とも密接な関係があるため、グループの中核分野として両社が協力して取り組みを強化するべきであると考えております。一方で、さらなる成長加速のためのM＆Aや資本提携は従来に比べ資金規模が大きくなることが想定されるため、当社としては、それぞれの経営資源にて個別対応するより、両社が連携してグループシナジーを追求することが効率的で、双方の企業価値向上にとって望ましいと考えております。このため、当社は、グループ全体の効率性を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化することで、企業価値のさらなる向上を図る必要があると判断し、当社を完全親会社、オプテックス・エフエーを完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換は、平成28年９月30日開催予定のオプテックス・エフエーの臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けて行われる予定であり、当社につきましては、会社法第796条第２項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

② オプテックス・エフエーも含めた「持株会社体制への移行」について

当社は、経営資源の集中投下による大型案件のM＆Aの実行と再配分に基づく既存・新規事業への投資を機動的かつ迅速に行うことができること、機動的なグループ経営及び国内外の同業企業とのアライアンス、資本・業務提携なども円滑に推進することが可能となることを目指し、オプテックス・エフエーも含めた「持株会社体制」へと移行することといたしました。

以上により、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認及び吸収分割契約の効力発生を条件として、平成29年１月１日（予定）をもって、「オプテックスグループ株式会社」に商号変更し、持株会社へ移行する予定であり、引き続き上場を維持いたします。また、本件分割により各種センサ及び同装置に関する各種システムの開発、設計、並びに製造販売等の事業を承継する「オプテックス新事業準備株式会社」（以下「吸収分割承継会社」という。なお、吸収分割承継会社は当社の100％子会社として平成28年７月15日に設立された会社です。）は新たに「オプテックス株式会社」と商号を変更する予定であります。なお、当社と吸収分割承継会社との間で実施する吸収分割は、平成29年１月１日において本株式交換が効力を生ずることを停止条件として、その効力を生じます（吸収分割契約書第９条第２項をご参照ください）。

本議案は、以上の理由・目的により、本吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

２．吸収分割契約の内容の概要

吸収分割承継会社と締結した吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

オプテックス株式会社（以下「甲」という。）及びオプテックス新事業準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第１条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、平成28年８月３日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲のグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第２条（当事者の商号及び住所）

甲（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：オプテックス株式会社（但し、本効力発生日（第６条に定義する。以下同じ。）付で「オプテックスグループ株式会社」に商号変更予定）

住所：滋賀県大津市におの浜四丁目７番５号

（乙）吸収分割承継会社

商号：オプテックス新事業準備株式会社（但し、本効力発生日付で「オプテックス株式会社」に商号変更予定）

住所：滋賀県大津市雄琴五丁目８番12号

第３条（承継する権利義務）

１．乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可ないし承諾等を要するものについては、当該許認可ないし承諾等を条件として、当該権利義務を本吸収分割に際して承継させるものとする。

２．前項に基づき乙が甲から承継する債務については、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

３．承継対象権利義務のうち、資産及び債務については、平成27年12月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙「承継権利義務明細表」に、第６条に定める本効力発生日までの増減を加除して確定する。

第４条（本吸収分割に際して交付する金銭等）
　乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式34,000株を発行し、その全てを甲に対して割当交付する。

第５条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）
　本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
⑴　資本金の額　　340,000,000円
⑵　資本準備金の額　　0円
⑶　利益準備金の額　　0円

第６条（効力発生日）
　本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成29年１月１日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議・合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第７条（吸収分割契約承認株主総会）
１．甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき、株主総会決議による承認を求める。但し、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。
２．乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき、株主総会決議による承認を求める。但し、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。

第８条（競業避止義務）
　甲は、本効力発生日後においても、承継対象事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第９条（その他の組織再編等）
１．甲及び乙は、甲が、オプテックス・エフエー株式会社（以下「オプテックス・エフエー」という。）との間で甲を株式交換完全親会社、オプテックス・エフエーを株式交換完全子会社とする株式交換契約（効力発生日は平成29年１月１日）を締結し、当該契約に基づいて株式交換（以下「本株式交換」と総称する。）を行い、オプテックス・エフエーの発行済株式の全部（甲の有するオプテックス・エフエーの株式を除く。）を取得する予定であることを確認する。
２．本吸収分割は、本効力発生日において本株式交換が効力を生ずることを停止条件として、その効力を生ずる。

第10条（本契約の条件変更及び解除）
　本契約締結日後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合（前条第２項に定める条件を充足しないこと、又は、次条に定める場合のいずれかが生じることが確実となった場合を含む。）には、甲及び乙は、協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）
　本契約は、①甲又は乙において、本効力発生日の前日までに本契約について甲又は乙の株主総会の承認が得られない場合、又は、②本効力発生日までに、本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

第12条（管轄）
　本契約に関する一切の紛争については、大津地方裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）
　本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙間で協議・合意の上、これを定める。
　本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙は署名押印の上、各１通を保有する。

平成28年８月３日

甲：滋賀県大津市におの浜四丁目７番５号
　　オプテックス株式会社
　　取締役会長兼代表取締役社長　小林　徹　㊞
乙：滋賀県大津市雄琴五丁目８番12号
　　オプテックス新事業準備株式会社
　　代表取締役　木村　英治　㊞

（別紙）

承継権利義務明細表

1．承継の対象となる資産

承継対象事業に係る一切の資産。但し、次の各号に掲げるものを除く。

⑴ 甲が保有する以下の会社の株式（なお、疑義を避けるために付言すると、以下の会社の株式以外に甲が保有する子会社・関連会社株式は、いずれも承継対象事業に係る資産に含まれる。）及び以下の株式に関する剰余金配当請求権その他一切の権利

① オプテックス・エフエー株式会社

② シーシーエス株式会社

③ オーパルオプテックス株式会社

⑵ 甲が保有する株式（但し、第⑴号に掲げる株式を除く。）に係る本効力発生日の前日までに基準日が到来する剰余金配当請求権

⑶ 甲が保有するグループ経営管理事業に係る現預金

⑷ 不動産

⑸ 絵画

⑹ 電話加入権

⑺ 有価証券及び投資有価証券（但し、第⑴号に掲げる株式を除く。）

⑻ 長期貸付金（乙の従業員に対する貸付金を除く。）及びその未収利息

⑼ 「OPTEX」（「オプテックス」、「歐寶士」、「奧秦斯」、「奧普特」及び「奧普秦克斯」を含む。）を含む商標権（但し、「OPTEX OPTiMAL」又は「OPTEX fit」を含む商標権を除く。）、「O'PAL」を含む商標権並びにシンボルマーク及びブランドメッセージに係る商標権（いずれも、国内外のものを含み、また出願中のものを含む。）

⑽ ソフトウェア

⑾ 不動産の賃貸に係る未収入金

2．承継の対象となる債務

承継対象事業に係る一切の債務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

⑴ 未払配当金債務

⑵ 租税債務

⑶ 不動産の賃貸に係る長期預り金

3．承継の対象となる契約及び権利義務

本吸収分割の効力が生ずる直前において甲が締結している一切の雇用契約並びに承継対象事業に係る一切の契約及び権利義務。但し、次の各号に掲げる契約及びこれに関連する権利義務を除く。

⑴ 会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）

⑵ 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）

⑶ 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）

⑷ 証券会社との間で締結した一切の契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）。但し、上場株式の取引等に係る契約は除く

⑸ 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）

⑹ 甲が賃貸人として締結した一切の不動産賃貸借契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）（疑義を避けるため付言すると、甲が賃借人として締結した不動産賃貸借契約は除く。）

4．許認可

承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。

以　上

3．会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

（1）対価の相当性に関する事項

① 交付する株式数に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して、吸収分割承継会社の普通株式34,000株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。吸収分割承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、吸収分割承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断しております。

② 吸収分割により増加する吸収分割承継会社の資本の額に関する事項

本吸収分割により増加する吸収分割承継会社の資本金の額は、次のとおりであり、本吸収分割後の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断しております。なお、吸収分割承継会社の資本金の額は、会社法第445条第５項による委任を受けた会社計算規則第37条の定めに従い、同条第１項に定める株主資本等変動額の範囲内において定めております。

| | |
|---|---|
| 資本金の額 | 340,000,000円 |
| 資本準備金の額 | 0円 |
| 利益準備金の額 | 0円 |

（2）吸収分割承継会社の成立の日における計算書類等

吸収分割承継会社は、平成28年７月15日に設立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （純資産の部） | |
| 流動資産 | 10 | 株主資本 | 10 |
| 現金及び預金 | 10 | 資本金 | 10 |
| 資産合計 | 10 | 負債及び純資産合計 | 10 |

（3）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①シーシーエス株式会社に対する公開買付けの実施

当社は、シーシーエス株式会社（以下「シーシーエス」という。）の連結子会社化を目的として、平成28年４月８日から平成28年５月25日まで、シーシーエスの普通株式に対する公開買付けを実施し、シーシーエスの普通株式3,441,651株（所有割合：63.52%）を１株1,400円（買付代金：4,818,311千円）で買い付けました。

②オプテックス・エフエー株式会社との株式交換

当社は、平成28年８月３日の取締役会において、当社の連結子会社であるオプテックス・エフエーと株式交換契約を締結することを決議し、オプテックス・エフエーを完全子会社化します。

なお、当該株式交換は平成28年９月30日開催予定のオプテックス・エフエー臨時株主総会において承認されることを条件に実施され、その効力発生日は平成29年１月１日であります。

（４）吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

**第２号議案**　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、第１号議案「持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成29年１月１日をもって持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、商号及び目的を変更するため、現行定款の第１条及び第２条について所要の変更及びその効力発生にかかる附則の追加を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、第１条（商号）及び第２条（目的）の変更は、第１号議案が承認可決され、かつ平成29年１月１日以降、同議案における吸収分割の効力が発生することを条件として、その効力が生ずるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第１章　　総則 | 第１章　　総則 |
| （商号） | （商号） |
| 第１条　当会社は、オプテックス株式会社と称し、英文ではOPTEX Company, Limitedと表示する。 | 第１条　当会社は、オプテックスグループ株式会社と称し、英文ではOPTEX GROUP Company, Limitedと表示する。 |
| （目的） | （目的） |
| 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第２条　当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。 |
| (1)～(9)　（条文省略） | (1)～(9)　（現行どおり） |
| 第３条～第35条　（条文省略） | 第３条～第35条　（現行どおり） |
| ＜新設＞ | 附則　第１条および第２条の変更は、平成29年１月１日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。 |

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

当社は、第１号議案「持株会社化に伴う当社子会社との吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成29年１月１日をもって持株会社体制に移行する予定であります。これに合わせ経営体制を刷新するため、取締役柴田昌彦及び今井貴之の両氏は、平成28年12月31日をもって辞任いたします。

つきましては、新任取締役２名の選任をお願いするものです。

なお、本議案で選任された取締役の就任年月日は平成29年１月１日とし、その任期は、当社定款第20条の規定により、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までといたします。

また、当社定款第18条の規定における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、９名以内であり、現在の員数は５名でありますが、本議案が承認可決されますと、平成29年１月１日付で５名となります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 小國（おぐに）　勇（いさむ）<br>（昭和27年５月17日生） | 昭和56年３月 当社入社<br>昭和63年２月 当社取締役<br>平成14年１月 オプテックス・エフエー株式会社設立と同時に代表取締役社長（現任） | 1,020株 |
| | 【重要な兼職の状況】<br>オプテックス・エフエー株式会社代表取締役社長、ジックオプテックス株式会社代表取締役社長<br>【選任の理由】<br>当社の取締役として14年、オプテックス・エフエー株式会社の代表取締役社長として14年以上の豊富な経験と実績から、当社の取締役として適任と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。<br>【当社との利害関係】<br>当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 大西 浩之（おおにし ひろゆき）<br>（昭和40年８月８日生） | 平成２年４月 日興証券株式会社入社　日興リサーチセンター株式会社出向<br>平成９年２月 日興アイ・アール株式会社出向<br>平成11年８月 日本オラクル株式会社入社<br>平成14年１月 イーシステム株式会社入社<br>平成18年３月 同社取締役<br>平成20年３月 三光ソフラン株式会社（現　三光ソフランホールディングス株式会社）入社<br>平成21年11月 GMOアドパートナーズ株式会社入社<br>平成23年５月 シーシーエス株式会社入社<br>平成23年６月 同社経営戦略グループマネージャー<br>平成23年８月 同社経営企画部門担当執行役兼経営戦略グループマネージャー<br>平成24年２月 同社経営企画部門担当兼新規事業部門担当執行役<br>平成25年11月 同社国内営業部門兼経営戦略室担当常務執行役員<br>平成27年10月 同社取締役兼国内営業部門及び経営戦略室担当執行役常務<br>平成28年４月 同社取締役兼国内営業部門、経営企画部門、経営戦略室及び経営サポート部担当執行役常務<br>平成28年８月 同社取締役常務　国内営業部門、経営企画部門、経営戦略室及び経営サポート部担当（現任） | 0株 |
| | 【重要な兼職の状況】<br>シーシーエス株式会社取締役<br>【選任の理由】<br>シーシーエス株式会社の経営企画・経営戦略部門、営業部門を担当する執行役・取締役としての豊富な経験と実績から、当社の取締役として適任と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。<br>【当社との利害関係】<br>当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。 | | |

**第４号議案**　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを高めることを目的として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、平成28年６月７日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた年額300,000千円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の報酬限度額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割当てることを同臨時株主総会においてご承認いただき、今日に至っております。

当社は、平成29年１月１日をもって、オプテックス・エフエー株式会社を完全子会社とする株式交換及びオプテックス新事業準備株式会社に事業を承継させる吸収分割を実施し、持株会社体制に移行することといたしました。

つきましては、当該株式交換及び吸収分割の効力が発生することを条件として、現在の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を廃止したうえで、上記の従来の報酬額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、年額50,000千円以内の範囲で割当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第３号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は５名となります。

記

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権１個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　株式分割又は株式併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

（2）新株予約権の総数
　300個を上限とする。
（3）新株予約権の払込金額
　新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。
　なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
（5）新株予約権を行使することができる期間
　新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。
（6）新株予約権の行使条件
　新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
（7）譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
（8）その他の新株予約権の内容
　新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以　上

# 会場のご案内図

〈会　　場〉　滋賀県大津市雄琴五丁目８番12号
オプテックス株式会社　本社ビル　４階ホール
電　話　077（579）8000（担当：総務人事課）

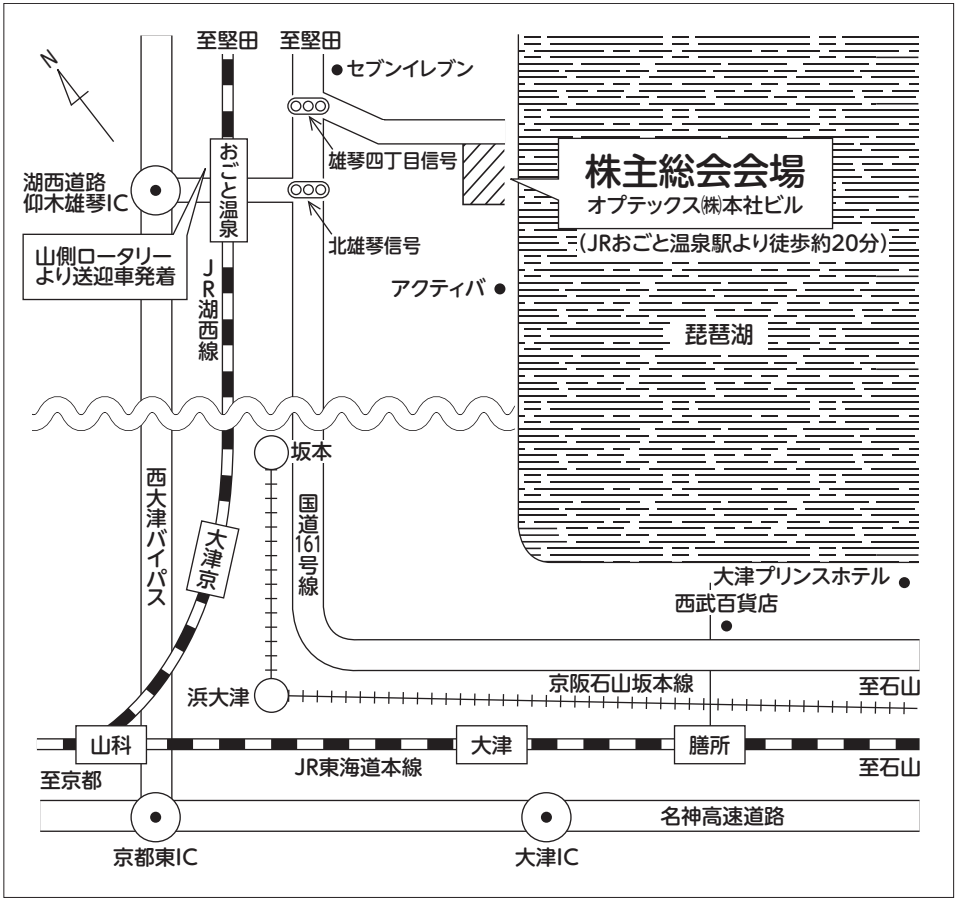


〈交通機関〉　ＪＲ湖西線おごと温泉駅下車　南東へ徒歩約20分
なお、当日ＪＲおごと温泉駅（山側ロータリー）から株主総会会場まで送迎車をご用意いたしますのでご利用ください。
（ご利用時間　午後２：15～２：50　閉会後　30分間）

**本総会は、お土産のご用意及び懇親会の開催はございません。**

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。